

○財務省告示第五百四十九号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
 成十五年七月三十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。

平成十五年八月八日

財務大臣臨時代理

國務大臣 亀井 善之

一	名称及び記号	利付国庫債券（三十年）（第十一回）
二	発行の根拠の法律及びその条項	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項及び国債整理基金特別 会計法（明治三十九年法律第六 号）第五条第一項
三	振替法の適用等	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。
四	発行方法	入札発行を競争に付して行われ る
五	募入決定の方法	各申込みのうち応募利回りの低 いものからその応募額を順次割 り当てる。
六	発行額	額面金額で三千九百九十三億円 うち、財政融資資金特別会計法 第十一条第一項の規定に基づき 発行した利付国債については、 額面金額で千十一億七千三百六 十万円、国債整理基金特別会計 法第五条第一項の規定に基づき 発行した利付国債については、 額面金額で二千九百八十一億二 千六百四十万円

七 払込金額
 八 最低額面金
 九 振替単位
 十 発行日
 十一 発行価格
 十二 利率
 十三 経過利息の払込み

三千九百四十六億六千八百十二
 万円
 五万円
 振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金
 の整数倍の金額によるものと
 する。平成十五年七月三十日
 平成十五年七月三十日
 額面金額百円につき九十八円八
 角四分
 十一年・七パーセント
 は、募入決定の通知を受けた者
 は、払込金額に加え、次の算
 式により算出した金額を第二
 十号に規定する期日に払い込
 むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{40}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
 係る所得税が源泉徴収される
 ものとして振替口座簿中の口
 座に記載又は記録されるもの
 については、前記(一)の算式よ
 り算出した金額から当該金額
 に百分の二十を乗じた金額(た
 だし、当該国債を発行時におい
 て取得する者が非居住者又は
 外国法人である場合には、前記
 (一)の算式により算出した金額
 に当該非居住者又は外国法人
 が適用を受ける所得税の税率
 を乗じた金額)を控除すること
 ができる。

十四 初期利子

平成十五年十二月二十日を支払

十 五
 償 還 期 限
 償 還 金 額
 元 利 金 支 出
 払 場 所
 入 札 参 加
 者
 払 込 期 日

毎 年 六 月 十 日 及 び 十 二 月 十
 日 を 支 払 期 と し、 各 支 払 期 に お
 い て、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す
 る 利 子 を 支 払 う。
 平 成 十 五 年 六 月 十 日
 平 成 十 五 年 六 月 十 日
 日 本 銀 行
 財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者
 平 成 十 五 年 七 月 三 十 日

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ。
 下、 次 号 及 び 第 十 六 号 に お い て
 は、 そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以
 期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き
 た 金 額 を 支 払 う。 た だ し、 支 払
 期 と し、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し